

京都市告示第 318 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 9 月 14 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
日野薬師線	伏見区石田大山町20番地地先から	旧	メートル 54.10	7.90 ～メートル 14.00
	同町18番地の6地先まで	新	54.10	7.94 ～ 29.30

(建設局道路部道路明示課)